

厚生労働省健康・生活衛生局長
令和7年4月17日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「地方衛生研究所等の整備における留意事項」の改正について

地方衛生研究所等については、「地方衛生研究所等の整備における留意事項について」（令和5年3月29日付け健発0329第10号厚生労働省健康局長通知）においてお示したところです。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号）によって地域保健法（昭和22年法律第101号）第26条が改正され、地域における専門的な調査研究・試験検査等のために必要な体制を担う「地方衛生研究所等」の試験検査や調査分析機能の強化を図るため、地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構との情報提供及び人材育成等における連携に係る規定が整備されました。

この改正を踏まえ、地方衛生研究所等及び国立健康危機管理研究機構の協力について、地方衛生研究所等の整備における留意事項に位置付けるため、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」の一部を別紙のとおり改正し、令和7年4月17日から適用することとしたので、通知します。

なお、国立感染症研究所の権利及び義務については、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）附則第12条第1項及び国立健康危機管理研究機構法施行令（令和6年政令第266号）附則第3条第1項第3号の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構が承継するものであることを申し添えます。

【担当】 厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室 饒波・林山
TEL 03-5253-1111（内線8944/2335）